

告 示

埼玉県告示第九十四号

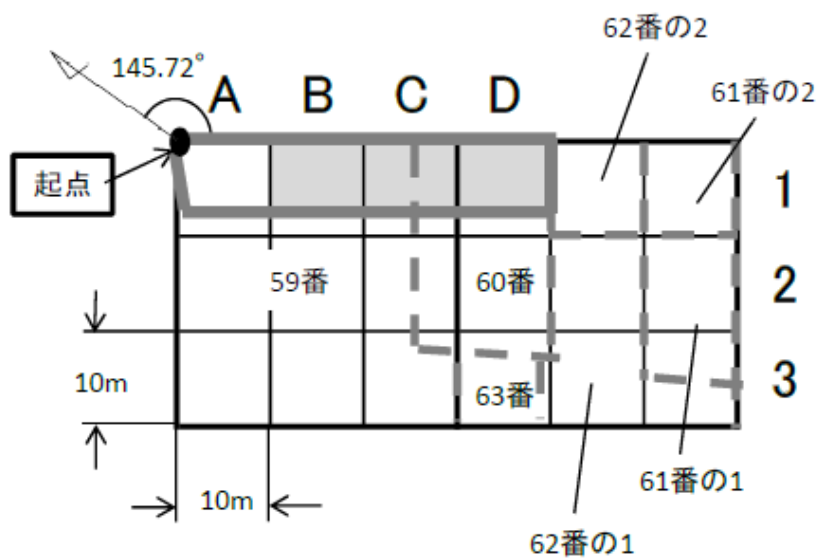
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和二年埼玉県告示第八百八十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北本市本宿一丁目五十九番の一部、六十番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
起点は埼玉県北本市本宿一丁目59番の最北端とする

格子の回転角度 145.72°

- 要措置区域の指定を解除する区画
- 敷地境界
- 地番境界